

平成29年3月定例総会

平成29年3月2日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

平成28年度第12回土佐清水市農業委員会定例会議事録

1.開催日時 平成29年3月2日(木)午前10時00分から11時00分

2.開催場所 土佐清水市役所 二階 会議室

3.出席委員 (12人)

会長	4番	安田	芳秋
職務代理	8番	上野	清吉
	1番	谷岡	孝也
	2番	岡崎	直正
	3番	横山	保幸
	5番	宮上	昌三
	6番	山本	美加
	7番	橘	なぎさ
	9番	弘田	好希
	10番	田邊	昌一
	11番	池	俊伸
	12番	中山	巖

4.議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(1件)

議案第2号 非農地証明の審議について(4件)

議案第3号 その他の件について

①次回開催日

②その他

5.農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	文野	喜文
事務局次長兼農林水産課長補佐	上田	統夫
事務局・農林水産課主幹	中山	真寿美
事務局・農林水産課主事	谷岡	賢

6.会議の概要

議長

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、3月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。

本日は、遅刻・欠席ともにありません。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議(1件)について
議案第2号 非農地証明の審議(4件)について
議案第3号 その他の件について

の審議についてお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として、8番 上野 委員 9番 弘田 委員の2名を指名致します。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議(1件)についてです。事務局より説明を求めます。

事務局
(上田)

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議(1件)について、ご説明いたします。1ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。

申請地は、記載のとおり下ノ加江・市野々の2筆で地目が田、面積がそれぞれ2,327㎡、759㎡です。所有権移転売買の申請です。

所在地につきましては、3・4ページの赤線で囲んだ所です。

次に農地法第3条第2項各号の判断につきましては、1・2ページに記載してあるとおりです。したがって、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関して、横山 委員より補足説明がありましたらお願いします。

3番
横山委員

譲渡人は下ノ加江の出身で、数年前に事情がありこの田を取得した。今回同級生の譲受人に売買により所有権を移転するものです。この2筆についても譲受人が現在も作っており、譲受人は弟と一緒に9町ほど耕作している。

議長

以上で担当委員・事務局の説明が終わりました。

これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

12番
中山委員

譲受人は所有面積が少ないが、借りているのか。

3番
横山委員

そうです。

議長

他に質疑はございませんでしょうか。

- ・ 無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(1件)をお諮りします。申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって本件は、許可といたします。

次に**議案第2号 非農地証明の審議(4件)**についてです。事務局より説明を求めます。

事務局
(上田)

それでは**議案第2号 非農地証明の審議(4件)**について、申請番号順にご説明いたします。

申請番号 21 につきましては 5 から 6 ページをご覧ください。所有者は記載のとおりで、県外在住、相続人となっております。以布利、畑の 2 筆、それぞれの面積が 1,858 m²、186 m²となっております。

申請地は相続人の父親が平成 5 年より健康上の理由から耕作をしておらず山林化しています。今後も耕作する予定はなく、農地の復旧は困難であると思われま。

申請番号 22 につきましては、先ほど現地確認を行いました。7 から 8 ページをご覧ください。所有者は記載のとおりで県外に在住。下ノ加江・長野、畑 3 筆、それぞれの面積が 404 m²、425 m²、413 m²となっております。申請地は 20 数年耕作しておらず、数本のミカンの木を近隣の方が植えています。申請人が許可を出したかは不明で、今回の申請時にこれから作らないように伝えているとのこと。草が生えたら近所に迷惑を掛けるので親戚の者に草刈りを頼んでおり、今後の耕作予定はないとのこと。

申請番号 23 につきましては 9 から 10 ページをご覧ください。所有者は記載のとおりで、市内在住。旭町の地目は畑。1 筆で面積が 175 m²。昭和 49 年頃より耕作しておらず、その後、家を建てたとのこと。現況は宅地です。

申請番号 24 につきましては 11 から 12 ページをご覧ください。所有者は記載のとおりで、県外在住。地目は畑。1 筆で面積が 1,365 m²。15

年以上前より耕作をしていない。原野となっています。今後の農地復旧は困難とのこと。

以上、非農地証明のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明に関連して、地区担当委員より補足説明がありましたらお願いします。

4番 安田委員 以前はシキビを植えていました。今は山林化しています。この場所は将来売り、買う方が狩猟関係で使いたいとのこと。

6番 山本委員 先ほど皆さんに見て頂きました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

12番 中山委員 土地いっぱい家が建っています。築20～30年ほど。今更のけることもできない。宅地化しています。

2番 岡崎委員 上・下が既に太陽光発電に使用している。ここもその予定です。石などがあり畑としては使用できません。

議長 以上で担当委員・事務局の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

8番 上野委員 申請番号22については、先ほど現地に行ったが非農地とは言えない。

3番 横山委員 私も同じ考えです。今回は見送った方がいい。これからこんなケースが出てくるとは思う。

6番 山本委員 地区担当の私も最初はミカンが植わっているのでダメだと思ったが、作っているのは近隣の方で、亡き父が約束している。申請人は知らなかった。時効取得で権利を主張されるかもしれない。それだったら非農地で売った方がいい。荒らしたらいいのか。農地とするならどう使うのか。

12番 中山委員 ミカンに関したら利用権設定をすればいい。時効取得は出来なくなる。非農地としての判断は無理。畑として利用できる。利便性がある農地である。

6番 契約はしたくないらしい。

山本委員

11 番
池委員

畑の場合でも売買できる。無理に非農地にする必要ない。

4 番
安田委員

山の中ではないし、本市の非農地基準を満たしていない。

議長

他に質疑はございませんでしょうか。

- ・ 無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

まず**議案第2号 非農地証明の審議 3件** 申請番号 21、23、24 をお諮りします。

申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。挙手全員であります。よって3件は、証明書を発行することといたします。

続きまして申請番号 22 をお諮りします。申請のとおり承認する事に反対の方は挙手願います。挙手全員であります。よってこの申請は認めないこととします。

次に**議案第3号 その他の件について** です。

①の次回開催日についてです。

4月定例総会の開催日については

日 時:4月7日(金曜日) 午後3時から

場 所:土佐清水市役所 第1会議室といたします。

②その他について、事務局より説明願います

事務局
(上田)

まず先月決まりました来年度、遊休農地解消事業の加久見のもち米作りについて、協議をお願いします。

12番
中山委員

事務局に現地を見てもらいました。知人の農業者に乗用草刈機を借ります。周辺の草も刈る必要があります。3~4人でできます。草刈り後2~3日後に草を焼きます。段取りが付けば事務局に連絡します。3月15日までにしたい。機械を借りた人に無償ではいけないと思いますので、燃料代などをやれば良いと思います。

3番
横山委員

4月20日以降に田植えになる。

12番
中山委員

4月の初めには水田にする必要がある。

事務局
(上田)

次に、来年度の農業委員会視察研修について、県外2泊3日、中四国ですが、研修場所・日程・内容等を各委員さんが考えていると思われるのでお聞きしたいと思います。

事務局では行先は山口・島根県が候補地で、内容は耕作放棄地解消・担い手の確保をしている先進地を視察したいと考えています

12番
中山委員

前回は6月に行った。先進地視察で集落営農は色々見てきたので、その他の件で行ったらどうか。例えば若い人が露地野菜で出来るような、本市と同じ規模の場所。福井県・島根県とかがしている。露地野菜に少しビニールをかけるなどしている。スイカ・メロンを作っている。

事務局長

中四国を予定していますので、予算の範囲内で検討したい。

事務局
(上田)

委員さんの意見を参考に、5月の定例会で具体案を示します。

議長

その他なにかございませんか。

・ ・ 無いようですので、以上で定例総会すべての議事審議を終了とし、本日の会議はこれをもって閉会とします。